

## 障がい福祉サービスをご紹介します

障がいや難病をお持ちの方が、地域で自分らしく暮らせるように、日常生活の介護や自立に向けた支援、就労を目指す方へのサポートなどのさまざまなサービスがあります。

これらのサービスは、町への申請と支給決定を経てから、各事業所と契約することでご利用いただけます。

### ◆対象

- ①身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
- ②医療機関などで精神障がい、発達障がいの診断を受けられた方
- ③難病（376疾病）に罹患された方

### 在宅生活を支えるサービス

#### ●居宅介護（家事援助・身体介護など）

ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、日常生活上の相談支援などを行います。



ホームヘルパーから介護を受けている様子

#### ●短期入所

介護者が病気などの場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事などの介護を行います。

### 日中の活動などを支えるサービス

#### ●生活介護

常に介護が必要な方に対して、施設などに通所することにより、入浴・排せつ・食事などの介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。



就労継続支援を利用している様子

#### ●就労継続支援（A型・B型）

就労経験や機会を必要とする方に対して、生産活動などの機会提供、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。（作業工賃の支払いあり）

### 住まいを支えるサービス

#### ●共同生活援助（グループホーム）

※入居定員は、原則10人以下です。

グループホームに入居する方に対して、相談支援、入浴・排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。



グループホームでの生活の様子

#### ●施設入所支援

施設に入所する方に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の相談支援などを行います。

【問い合わせ】 福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

※専門の相談員による「よろず相談会」も実施中です。詳細は折込チラシをご覧ください。

## 訪問販売お断りステッカーを配付いたします

近年、高齢者の方を中心に悪質な訪問販売が頻発しています。電力契約関係のトラブルや、公的機関や有名企業を名乗る訪問販売、不必要な点検を行って高額な工事を契約させるなどの被害が報告されており、そのような被害を防止するため訪問販売お断りステッカーを配付します。**このステッカーを掲示している家への訪問販売は条例違反**とみなされるため悪質業者に対する一定の効果が期待できます。配付を希望される方は下記の窓口までお越しください。町内の各公共施設でも配付しています。

【問い合わせ】 商工観光課内（役場 新庁舎3階） 消費生活相談窓口 ☎ 76-9550

訪問販売お断り  
NO! door-to-door sales



△ 条例違反 △  
このステッカーを無視して勧誘を行った場合は北海道消費生活条例（16条1項）違反となります。

栗山町役場内  
消費生活相談窓口  
☎ 0123-76-9550  
消費者ホットライン  
☎ 188（いやや!）

## 除雪 サービスの申請、受け付けます

【申請期限】  
10月31日(金)まで

次の4項目すべてに該当し、下表の対象世帯であれば除雪業者へ支払う費用の一部助成を受けることができます。ぜひお申し込みください。

### ◆対象世帯

- ①令和7年度の町民税非課税の世帯
- ②町税などの滞納がない世帯
- ③同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯
- ④町内会、自治会単位（団地単位を含む）などで共同負担により除雪を行っていない世帯

### ◆サービス内容

自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成

### ◆助成額

除雪などに係る費用の7割（生活保護世帯は9割）相当を助成  
※限度額があります。詳細はお問い合わせください。

事業名	対象世帯
高齢者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が70歳以上の世帯 ②世帯全員が要支援、要介護認定を受けている世帯 ③「70歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある方」のみの世帯
障がい者除雪費用助成事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある50歳以上の方のみの世帯 ②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある一人暮らしの世帯